第１号議案

**令和４年度　事業報告書**

（キャッチフレーズ）

**す**  　　　　**さ　　　　　　き　　　　　　清　　　　　　　流**

*住み慣れた里で、笑顔と希望あり、清らかな心で、流れるときをあなたと共に*

理念

一．多様性を尊重

一．利用者様に寄り添った支援・介護

一．職員の能力を発揮できる環境

一．安心、やすらぎ、笑顔あふれる場

**社会福祉法人　須崎福祉会**

事業報告

令和４年度理事会・評議員会・監査実施状況

１．理事会の開催



２．評議員会の開催



３．監査の実施



**運　営　方　針**

令和４年度も、３年度に引き続き全事業において、新型コロナウイルス感染症感染予防に重点を置き運営に努めたが、清流荘入所・清流荘ショートステイ・デイサービスセンターしろやま・デイサービスセンターよこなみでクラスターが発生し、休業や利用者の受け入れを中止するなど、入所者や利用者及び家族の方に多大な心配をお掛けすることになった。

また、世界情勢不安やそれに伴う原油価格高騰を起因とする光熱費をはじめとする異常な物価高騰もあり、運営においても大きな打撃を受け、令和５年度の事業改善の足掛かりとなる事業年度であった。

１．地域に根付いた信頼される事業を目指し、より多くの方に必要とされ、満足いただけるサービス内容となるよう、利用者の情報を、内外部の事業所等と連携し共有することができ、コロナ禍の中で最善のサービスの提供に努めた。

２．職員一人一人が、利用者および家族の皆様に、目を向け、耳を傾け、常に日々の生活状態の変化に対応するという姿勢を持ち、しっかりとした根拠に基づく支援をすることで、信頼関係をより強固なものにできるよう組織全体で取り組みを行った。

３．利用者のニーズを適切に把握し、利用者の支援に必要な情報・介護技術の向上を常に行い、その内容を事業者のみならず利用者・家族・関係機関としっかりと共有することにより、スムーズな支援・サービス提供ができるよう取り組みを行った。

４．法人として「組織のガバナンス(統治・監視)の強化」「事業運営の透明性の向上」「地域における公益的な取り組みを実施する責務」に努め、利用者・家族はもとより地域の方にも認められ信頼される組織づくりに努めた。

５．新型コロナウイルス感染症を含む感染症予防対策や、地震、風水害等の災害対策に法人全体で取り組み、感染や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが提供できるよう業務継続に向けた計画等（BCP）の策定の研修、見直しに取り組んだ。

清流荘、デイサービスにおいては、入所者・利用者および職員のクラスター（集団感染）が発生し、清流荘のショートステイ、各デイサービス、は感染拡大防止のため休止や受け入れの制限を行うなど業務継続が難しく今後の課題となった。

**運営実績**

1．サービス提供

○ケアプランについては、PDCA（Plan計画、Do実行、Check評価、Action改善）サイクルを実践し、サービスの適切な提供に努めた。

清流荘は、LIFE（厚労省の科学的介護情報システム）を用いたＰＤＣＡサイクル・ケアの向上に努めた。

2．法令遵守

○法令・条例・通達などの周知と諸規則等、運営基準改正による業務マニュアルの見直しを行い、法令遵守に努めた。

3．利用者尊厳

○身体拘束・高齢者虐待行為の廃止に向けた委員会の設置、研修を行い職員全員が理解することにより利用者の尊厳に努めた。

4．苦情解決と相談対応

○苦情解決に向けた速やかな対応の研修会に参加し、適切な相談対応に努めた。

5．職員処遇と健康管理

〇介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の継続取得による職員の賃金等処遇改善実施を行った。また、令和４年２月～９月は介護職員処遇改善支援交付金の取得、令和４年１０月からは介護職員等ベースアップ加算の取得を行い賃金等処遇改善に努めた。

○定期健診の実施、衛生管理、感染予防とワクチン接種（インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症）を行い健康保持に努めた。

〇利用者および職員の身体への負担軽減のためノーリフティングケアの実践するための研修参加、スライディングボード等の購入を行った。また、令和４年度も高知県の補助事業を活用し、介護負担軽減のための電動ベッドの導入（１０台）を行った。

6．職員の研修参加

○新型コロナウイルス感染症により研修が中止になることもあったが、オンラインでの研修に参加することができた。

○資格取得及び更新（介護福祉士等・介護支援専門員）に関する研修会への参加を行った。

7．地域貢献活動

〇上分地区社会福祉協議会との連携による配食サービス事業へ、新型コロナウイル

ス感染症の感染の心配があり参加できない時もあったが、可能な時は参加した。

〇須崎市内の５社会福祉法人の連携した「公益的な取り組み」を行うため「須崎市社

会福祉法人連絡会」を発足させ、「第１回フードドライブキャンペーン」を行い、生活

に困窮している方に提供することができた。

8．情報開示（事業の透明性）

○法令による事業計画書・財産目録・収支計算書・定款・現況報告書等の情報開示を

　行った。

**令和４年度　特別養護老人ホーム清流荘　事業報告**

**運　営**

新型コロナウイルス感染症による感染拡大が、清流荘にはこれまで３回のクラスター（集団感染）をもたらした。１回目のクラスター（計２０日間）で合計１４名の感染者が発生し利用者の死亡もあった。２回目（計２１日間）には合計７名の感染者、３回目（計１６日間）には１０名の陽性者がそれぞれ発生。感染者の大半が施設療養となり、職員も自身の感染の不安の中職務に就く。クラスターとは別に令和４年の８月には第７波が全国的に猛威を振るい当施設でも職員の同居家族が陽性になり職員自身が濃厚接触の為、就業できない状態が多発。その都度ショートステイの利用を中止せざるを得ない状況となった。この様な状況から新型コロナウイルス感染症による感染拡大に伴い令和4年度の運営は相当な打撃を受ける事となった。

**１．利用者の処遇の向上**

　（１）ケアプラン

新型コロナウイルス感染予防により面会制限をしたため、ご家族には電話で、入所者の状況を出来るだけ詳しく説明し、意向の確認を行いケアプランに反映し、入所者の処遇の向上に務めることができた。

介護支援専門員・機能訓練指導員・管理栄養士が連携し、LIFE（厚労省の科学的介護情報システム）を用いたＰＤＣＡサイクル・ケアの向上に努めた。

（２）個別機能訓練

個別機能訓練計画書を作成し、個々の身体状況に応じたリハビリに取り組み、身体機能低下予防及び現状維持に努めた。

（３）健康管理・感染症対策

日々の処遇の中で異常の早期発見に努めるとともに、体調の悪いときは医師に連絡し必要に応じ受診し、早期の対応に努めた。

新型コロナウイルス感染症対策として、全国的な流行により、県内や須崎市内での感染状況により日々感染防止に努め、施設内に新型コロナウイルスを持ち込まないことを目標に職員全員で取り組んだが、施設内でクラスター発生となり今後の感染症対策の課題となった。

（４）施設での日常生活

日常生活に生きがいや潤いを与えるため、生活、余暇委員会を設置し取り組んだが、新型コロナウイルス感染症予防対策により、集団での行事や外出が出来なかったため、少人数で、機能訓練を取り入れたレクレーションや、庭に出て季節の移り変わりを感じることのできるよう、生活に出来るだけ変化をつけ心身の機能維持に努めた。

（５）栄養管理

管理栄養士による栄養マネジメントの強化を実施し、個別の栄養管理により利用者の身体機能の維持改善を図った。また、選択メニューやリクエスト献立を行うことにより、個々のニーズに添った食事提供を実施し食の楽しみの持続に努めた。

　　新型コロナウイルス感染症のクラスター発生時には、食事調整を行い感染拡大予防に努めた。

（６）口腔衛生

口腔衛生体制を整備し、入所者の状態に応じた口腔ケアの取り組みは、歯科医師の指示による口腔衛生管理は出来なかったが、職員による毎食後の口腔衛生を実施した。









**２．地域福祉交流**

　　　地域の方や各種団体、保育園、学校等との交流、学生やボランティア等の受け入れは新型コロナウイルス感染症により制限され、思うような活動が出来なかった。



**３．防災・感染症対策**

　（１）地震・火災・風水害による避難訓練等の実施により、有事に際して万全を期すとともに、非常通報システムを職員へ周知徹底して、利用者の安全を確保することに努めた。また、南海トラフ地震の発生率が高くなる中、災害発生時に利用者や職員の安全を確保し、サービスを継続的に提供できるよう、災害時の事業継続計画（ＢＣＰ）の見直しを行い、災害時の職員安否確認ソフトを使用し訓練を行った。

　（２）新型コロナウイルス感染症による感染予防対策が必要な時は、感染症予防委員会をその都度開催し、感染防止のため施設全体で対応した。

　　　クラスター発生時には、毎日感染状況を確認し、施設全員で感染拡大防止に努めた。



**５．職員の資質の向上**

〇外部の研修は、新型コロナウイルス感染症のため実施されることが少なくなり、必要な資格更新研修等は受講した。また、オンラインによる研修に参加し内部研修を行い職員全員が、自ら資質の向上、技能の修得に努めた。

　　〇事故防止委員会は、安全管理対策担当者を置き毎月開催し、入所者の事故防止に施設内全体で取り組んだ。

〇認知症介護基礎研修の未受講の職員には、受講させ認知症の利用者の方の介護力向上に努めた。

**令和４年度　老人デイサービス「清流の家・よこなみ・しろやま」事業報告**

**１．運営**

　　　令和４年度も清流荘同様に新型コロナウイルス感染症拡大が大きく影響した年度となった。入所施設では集団感染の怖さがあるが、在宅サービスでは通所など不特定多数の利用者が利用される為、各家庭における感染対応にばらつきがあり感染症発生時をはじめ拡大時等にはサービスの提供が不安定であり、余儀なく休業するケースが多くあり利用者にも迷惑をかける事となった。３事業所の老人デイサービスセンターもその影響があり、大きいものではデイサービスしろやまで５月（感染者７名）、令和５年１月（感染者４名）に、デイサービスよこなみでは１０月（感染者７名）、１２月（感染者７名）がクラスターとなり休業をせざるを得なくなった。他にもクラスターには至らない感染があったり濃厚接触者の発生等で少人数の利用者のみを受け入れる自粛営業を行ったりしデイサービスも令和４年度の運営は相当な打撃を受けた。

**２．利用者の処遇の向上**

　　　常に利用者や家族の立場にたった介護計画を策定して、個人差のある利用者の心理や機能の格差にも配慮したサービスの提供に努めた。

（１）社会的に孤立しがちな利用者に対し、アクティビティサービス（ゲーム・いきいき百歳体操・音楽等）を通して、心身機能の低下防止、運動機能の維持向上に努めた。

（２）食事を栄養補給だけでなく、楽しみのひとつとして捉え、交流を深める機会としての雰囲気づくりに努めることができた。

（３）在宅での介護負担の軽減のため、健康チェック、心身状態に留意しつつ、安全に入浴していただけるよう、その入浴介助を行った。

（４）家族と連絡を密にし、利用者、家族の意見を十分に考慮した個別のサービス計画を策定することができた。

（５）月曜日から土曜日、月曜日の祝祭日は開所日として運営するとともに、年末などの休日が連続する場合については、可能な限り開所してサービスを提供することができた。

**３．地域等との連携の強化**

　　　社会福祉関係の各種団体との連携し、高齢者の在宅及び地域社会での福祉の向上に努めた。また、保育園、小中学校生やボランティアグループなど地域の方々との交流は、新型コロナウイルス感染症により大半が交流することができなかった。

**４．防災・感染症対策**

　　　消防設備の点検を励行するとともに、南海トラフ地震の発生率が、今後２０年で６０％程度となる中、常に危機感をもって、避難・防災訓練を実施した。また、地震・津波・風水害等の訓練は実施したが、地域との連携した訓練ができなかった。

　　　デイ清流の家は、須崎市の福祉避難所にも指定されており、上分地区防災連絡協議会と連携をとっているが、新型コロナウイルス感染症のため訓練等は行われなかった。

　　　３密（密集・密接・密閉）、検温、アルコール消毒を徹底し、利用者、家族、居宅介護支援事業所等と連携し新型コロナウイルス感染症など感染症予防を行ったが、職員、利用者及び家族の感染により、継続して必要なサービスの提供を行うことができない期間があった。

**５．職員の資質の向上**

外部の研修は、新型コロナウイルス感染症のため実施されることが少なくなり、必要な資格更新研修等は受講した。また、内部研修を行い自ら資質の向上、技能の修得に努めた。













**令和４年度　「清流の家・よこなみ」居宅介護支援事業所　事業報告**

令和４年度は、須崎市内及び周辺の市町村での新型コロナウイルス感染症の感染により、各サービス提供事業所がサービスを中止するなど、利用者の必要なサービス利用調整に、利用者、家族・各サービス提供事業所・医療・地域包括支援センターなど各機関と連携し取り組むことに努めた。

　（１）利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅において、有する能力に応じその自立した日常生活を営むことができるよう居宅サービス計画を作成することができた。

（２）利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービスや福祉サービスが、総合的かつ効果的に提供できるよう努めた。

（３）居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないよう複数のサービス事業所の説明を行い公正中立に行った。

（４）新型コロナウイルス感染症が発症し、入所施設、通所事業所等でクラスターが発生し、必要なサービスが継続できるよう各サービス事業所との情報連携に努め、サービス提供に努めた。

**1．運　営**

　　介護支援専門員は、利用者及び家族の希望や利用者について把握した課題に基づき、サービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での問題点など総合的かつ効果的な居宅介護サービスを提供することができるよう努めた。

「よこなみ」については、特定事業所として、２件の支援が困難な利用者の居宅サービス計画の作成に努めた。また、ケアマネージャー実習生を１名受け入れ、地域の重要な居宅支援事業所として運営を実施した。

居宅サービス計画については、法令を遵守し適切に対応した。

（１）居宅サービス計画の作成、説明及び同意

（２）居宅サービス計画の変更、説明及び同意

（３）継続的かつ総合的な居宅サービス等の利用実施

（４）居宅サービス計画の実施状況等の把握及び評価と課題分析の実施

（５）モニタリングの実施

（６）サービス担当者会議等による専門的意見の聴取の実施

（７）介護保険施設への紹介及びその他の便宜の提供と介護保険施設との連携

（８）医療サービス等における主治の医師との情報連携



